

## 確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201901131 令和2年1月29日(神奈川県) 令和2年2月7日	液晶テレビ	当該製品を焼損する火災が発生した。	●当該事業者は、使用者から当該製品が発煙した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、当該製品のコンデンサの一部欠損・溶断のみであり、周辺の被害もないことから、火災に至らない事故とされた。よって、重大製品事故に該当しないと判断した。	
2	A202000099 令和2年4月30日(広島県) 令和2年5月15日	液晶テレビ	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	●当該事業者は、使用者から当該製品を使用中に発煙した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、当該製品のコンデンサの一部欠損・溶断のみであり、周辺の被害もないことから、火災に至らない事故とされた。よって、重大製品事故に該当しないと判断した。	